

議案第 30 号

大口町工場立地法地域準則条例の制定について

大口町工場立地法地域準則条例を別紙のように定めるものとする。

平成 26 年 6 月 4 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき、同法第 4 条第 1 項の規定により公表された準則に代えて適用すべき緑地面積率等に係る準則を定めるため、この条例を制定するため必要があるからである。

大口町工場立地法地域準則条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）

第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の規定の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 法第4条の2第1項に規定する区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区 域	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の工業地域	100分の5以上	100分の10以上
都市計画法第8条第1項第1号の用途地域の定めのない地域	100分の5以上	100分の10以上

2 緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下、この項において「緑地面積率」という。）の算定において、工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号。以下「規則」という。）第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

(本町に隣接する地方公共団体の長との協議)

第4条 特定工場の敷地が隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけるこの

条例の規定の適用については、町長が当該地方公共団体の長と協議して定める。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 昭和49年6月28日以前に設置されている特定工場又は設置のための工事が行われている特定工場（以下、「既存工場等」という。）において、生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、緑地の面積及び環境施設の面積の算定は、第3条の表の規定にかかわらず、次の表に規定する式によって行うものとする。

当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積
$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.05 - \frac{G_0}{S} \right)$ ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.05 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.05 S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.05 S - G_1$ とし、$0.05 S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.1 - \frac{E_0}{S} \right)$ ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.1 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.1 S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.1 S - E_1$ とし、$0.1 S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

備考 この表における記号は、それぞれ次の数値を表すものとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

n 当該既存工場等が属する業種の個数

P_j 当該変更に係る j 業種に属する生産施設の面積

γ_j 当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる j 業種についての同表の下欄に掲げる割合

G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

G₁ 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積

E₀ 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

E₁ 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

制 定 要 旨

1 条例の趣旨

工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条の2第1項に規定される都道府県に認められた工場敷地の緑地面積率等に関する地域準則の制定権限について、愛知県事務処理特例条例（平成11年愛知県条例第55号）の一部改正により平成26年4月から大口町に権限移譲されたため、町内の工場等の転出防止及び競争力強化につながる工場増改築等の再投資の活性化を図るため、緑地面積率等を緩和する準則条例を制定することとします。

※対象となる工場（特定工場）

- ①業種 製造業、電気・ガス・熱供給業者（水力、地熱発電所は除く）
- ②規模 敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上

2 条例の概要

工場立地法の第4条の2第1項の規定に基づき、特定工場に係る緑地面積及び環境施設の敷地面積に対する割合を次のとおり引き下げるものとします。

■制定前（法準則）

区域	緑地面積率	環境施設面積率	重複緑地の算入率
全域	20%以上	25%以上	25%以下



■制定後（条例準則）

区域	緑地面積率	環境施設面積率	重複緑地の算入率
工業地域	5%以上	10%以上	50%以下
用途指定外	5%以上	10%以上	50%以下
その他	20%以上	25%以上	25%以下

3 施行日

公布の日から施行します。

※工場立地法第4条の2第1項

都道府県は、当該都道府県内の町村の区域のうちに、その自然的、社会的条件から判断して、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項（以下この条において「緑地面積率等」という。）に係る前条第一項の規定により公表された準則によることとするよりも、他の準則によることとすることが適切であると認められる区域があるときは、その区域における緑地面積率等について、条例で、第三項の基準の範囲内において、同条第一項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則（第九条第二項第一号において「都道府県準則」という。）を定めることができる。

※用語の説明

- ・「緑地」 樹木が生育する区画された土地等（樹林地、低木地、芝生地など）
- ・「環境施設」 緑地及びこれに類する施設で、周辺地域の生活環境の保持に寄与するよう管理がなされているもの（緑地、噴水、屋内外運動施設、広場など）
- ・「緑地面積率」 敷地面積に対する緑地の面積の割合
- ・「環境施設面積率」 敷地面積に対する環境施設の面積の割合
- ・「重複緑地」 他用途施設と重複した緑地（屋上緑化、駐車場緑化、壁面緑化など）
- ・「重複緑地算入率」 緑地面積に算入できる重複緑地の割合